

印刷物の入札参加に関する協定書

平戸市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、次の条項により、発注者が行う印刷物の見積書提出による入札参加（以下「入札」という。）に関して協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、発注者が行う印刷物の適正な入札を執行するため、発注者と受注者との間において取交わすものとする。

（入札の連絡・見本印刷物等の閲覧）

第2条 発注者は入札に付する物件がある場合は、受注者にその旨の連絡及び仕様書等を電子メールにて毎週火曜日（休日の場合は翌執務日）の正午までに送信することとし、印刷物の見本等については入札日（土・日、祝日を除く。）までの午前9時から午後4時の間（入札日については午後3時まで）、企画財政課にて閲覧を行うものとする。

2 受注者は発注者から送信された電子メールを受信したら速やかに受信確認の報告を行う。

（見積書の提出期限及び提出方法）

第3条 受注者は、入札に参加する時は、発注者が入札に付する物件がある旨の連絡をした日の翌週の火曜日（休日の場合は翌執務日）の午後3時までに、見積書を企画財政課契約管財班に提出するものとし、提出期限以降に提出された見積書は受け付けない。

2 見積書の提出は原則持参としますが、やむをえず郵送する場合、発注者は一切の責任を負わない。

（開札）

第4条 開札は見積書提出期限後、企画財政課において速やかに行う。また、入札参加業者はその開札に立ち会うことができる。

（入札結果の連絡及び契約）

第5条 発注者は、開札後速やかに落札業者へ連絡を行う。落札業者は落札決定の連絡を受けてから7日以内に契約の締結を行うものとする。

2 発注者は、入札参加業者から入札結果について照会があった場合は、回答することができる。

(参加資格業者の指定及び有効期間)

第6条 発注者は、平戸市物品入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出、かつ、この協定を締結した業者を参加資格業者に指定する。

2 この協定書の有効期間は、申請書の有効期間と同じとする。

(参加資格業者からの脱退)

第7条 受注者は、印刷物の参加資格業者から脱退したい場合は、発注者へ書面にて申し出ることとし、様式は自由とする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 参加資格業者は、この協定に基づく権利を第三者へ譲渡することはできない。

(参加資格業者の解除)

第9条 発注者は、受注者がこの協定事項に違反したときは参加資格業者を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、発注者と受注者双方協議のうえ決定するものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 平戸市岩の上町1508番地3

平戸市

平戸市長 黒田 成彦 ㊞

受注者